

第 1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が行った、令和 3 年 10 月 5 日付け 3 地づ第 955 号による公文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、令和 3 年 9 月 21 日付けで、福島県情報公開条例（平成 12 年福島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対して「○公文書名 双葉原子力地区の開発ビジョン」（以下「対象公文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 これに対して実施機関は、令和 3 年 10 月 5 日付けで、「開示請求に係る公文書については、取得・作成していないか、または取得・作成した可能性があるとしても、5 年保存の公文書であるため、同時期に廃棄しており、保有していません。」として、条例第 11 条第 2 項の規定により本件処分を行い、審査請求人へ通知した。
- 3 審査請求人は、令和 4 年 1 月 5 日付けで、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求を行った。
- 4 実施機関は、条例第 19 条第 1 項の規定により、令和 4 年 4 月 11 日付けで、同条第 2 項に規定する弁明書の写しを添えて当審査会へ諮問を行った。
- 5 審査請求人は、条例第 26 条の 2 の規定により、令和 4 年 5 月 24 日付けで、同条第 1 項に規定する反論書を当審査会へ提出した。

第 3 審査請求人の主張

- 1 審査請求の趣旨
審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。
- 2 審査請求の理由
審査請求の理由は、審査請求書及び反論書の内容から概ね次のとおりである。
 - (1) 対象公文書は、木村守江福島県知事（当時）が開発の遅れていた双葉地区について原子力発電所を基軸として総合開発・発展を図るべく、1966 年 9 月県議会において調査費 110 万円を計上の上、調査を〇〇〇〇「〇〇〇〇〇〇」（現：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、以下「〇〇〇〇〇〇〇」という。）へ委託し福島県に対して提出されたものであり、福島県が対象公文書について取得したことは明白である。
 - (2) 対象公文書が、後世の検証に供することが求められる歴史的公文書であるにも関わらず、機械的に保存期間を適用し廃棄をしたのであれば、本件処分は不誠実かつ妥当性を欠くものであることから、本件処分を取り消した上、当該公文書の所在の再調査を行うとともに、公文書の取扱い及び保存のあり方等についてしかるべき検討と体制づくりを求める。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件処分をした理由は、弁明書及び口頭による理由説明を総合すると概

ね次のとおりである。

1 対象公文書について

対象公文書は、「双葉原子力地区の開発ビジョン」であり、これ以外に対象となる公文書は存在しない。

2 対象公文書の取得について

- (1) 審査請求人は、対象公文書の策定に際する調査について、1966年9月議会において調査費110万円を計上し、〇〇〇〇〇〇に委託・実施させたもので、1968年3月29日、福島県に対し報告書が提出されていることから、福島県が取得したことは明白である、と主張している。
- (2) これに対して、実施機関は県として対象公文書を取得したであろうことに異論はないとしており、この点について争いはない。

3 対象公文書の保有について

- (1) 対象公文書は、当時の福島県庁文書取扱規程（昭和31年福島県訓令第24号、昭和41年福島県訓令第1号、以下「文書取扱規程（昭和41年2月15日施行）」という。）の文書分類表を確認したところ、当該文書の分類は永年保存文書に該当しないものであることを確認した。

保存期間の定めのある完結文書は、保存文書引継目録とともに文書広報課長（現：文書法務課長）に引継がなければならぬとされていた（文書取扱規程（昭和31年福島県訓令第24号、昭和43年福島県訓令第7号）。以下「文書取扱規程（昭和43年4月1日施行）」という。）第34条第1項）。

そこで、文書法務課及び企画調整部内において引継に係る文書を探索したものの、対象公文書は発見できなかった。

また、保存期間の定めのある文書で常時使用する等特別の事情がある場合は、主務課において1年以上保管することが可能であることから（文書取扱規程（昭和43年4月1日施行）第33条第2項）、主務課である担当課に保管されている可能性も考慮し庁内書庫も探索したが、対象公文書は発見できなかった。

さらに、歴史上の参考となるべき文書は永年保存とされる（文書取扱規程（昭和43年4月1日施行）別表第2第1種の4）ことから、これに該当する可能性も考慮し文書法務課が保存する永年文書一覧及び歴史資料館への寄託文書目録にて、対象公文書を探索したが保有を確認できなかった。

- (2) 対象公文書は、福島県立図書館において複製が所蔵されていることから、実施機関において当該文書の複製版の内容を確認したところ、当時の状況を調査した結果ではあるものの、将来の行政施策に反映させるような内容ではなく、参考資料に止まる内容であったことから、永年文書に指定され長期間保存されるべき内容ではなかったことが推察された。
- (3) 本件処分当時、不開示決定通知の不開示の理由として「5年保存の公文書であるため」としていたが、その後保存期間が10年であったことが判明したため、審査請求人に再度保存期間が10年であったと推測される内容での不開示決定を行うことも可能である旨伝えたが、県の保存期間の認識違いを弁明書に明記することで、審査請求の手続きを進めることを希望したことから、弁明書に保存期間の認識違いを記

載することで当初処分を変更せず手続きを進めることとなった。

- (4) 以上のことから、対象公文書を現在保有しておらず、適切な時期に廃棄されたものと判断することができることから、公文書が不存在であるとして不開示決定を行った。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

条例第5条に規定されているとおり、何人も公文書の開示を請求する権利が保障されているが、同条の規定による開示の請求をした者が公文書の開示を受けるためには、当該開示の請求をした時点において、実施機関の保有する公文書が存在していることが前提となる。

当審査会は、公文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び実施機関のそれぞれの主張から、対象公文書の存否等について、以下のとおり判断するものである。

2 対象公文書の保有の有無について

審査請求人は、実施機関が対象公文書を保有していると主張していることから以下検討する。

- (1) 実施機関は、対象公文書の取得については認めている。

しかし、保存期間の定められた文書に該当し、現在保有が確認できないことから、適正な時期に廃棄されたものと判断することが妥当であると主張している。

- (2) 文書取扱規程（昭和41年2月15日施行）の文書分類表を確認したところ、対象公文書が該当する分類「双葉原子力地区調査」の保存期間は10年とされており、保存期間の定められた文書に該当することを確認した。

- (3) 対象公文書が廃棄されていなければ対象公文書が保有されている可能性がある。

また、対象公文書が廃棄されていれば廃棄に係る記録が保有されている可能性がある。

このことから当審査会は、対象公文書及び引継に係る文書の保有について現地調査を実施した。

対象公文書及び引継に係る文書について調査対象とし、実施機関の執務室の書棚、書庫及び文書法務課の書庫を調査したが、いずれの場所においても対象公文書及び引継に係る文書の保有を確認することはできず、また実施機関の説明と現地の状況に矛盾はなかった。

- (4) 加えて、歴史上の参考となるべき文書として、福島県歴史資料館へ寄託された可能性があることから、審査会事務局に改めて歴史資料館に対して対象公文書及び引継に係る文書の寄託状況の確認を実施させたが、寄託文書の中に対象公文書及び引継に係る文書を確認することはできなかった。

- (5) よって、対象公文書が存在しないとする実施機関の説明に矛盾はなく、また、その他対象公文書が保有されていると推察できる事情も認められない。

- (6) その他、審査請求人は種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右しない。

3 結論

以上のことから「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 付言

条例第32条では、「実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。」と規定されている。

情報公開制度には適正な公文書管理が不可欠であり、車の両輪であるといえることから、適正な文書管理を求める。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 4年 4月 11日	・実施機関から諮問書及び弁明書(写)を收受
令和 4年 5月 24日	・実施機関を経由して審査請求人の反論書(写)を收受
令和 5年 12月 21日 (第331回審査会)	・審査請求の経過説明 ・審議
令和 6年 1月 18日 (第332回審査会)	・実施機関から公文書一部開示決定理由を聴取 ・審議
令和 6年 2月 15日 (第333回審査会)	・審議
令和 6年 3月 19日	・現地調査
令和 6年 3月 21日 (第334回審査会)	・審議
令和 6年 4月 11日 (第335回審査会)	・審議
令和 6年 5月 8日 (第336回審査会)	・審議
令和 6年 5月 30日 (第337回審査会)	・審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏名	現職等	備考
金井 光生	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会長
佐藤知恵子	行政書士	
宍戸志津子	元社会福祉法人福島県社会福祉協議会職員	
山崎 暁彦	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
渡辺慎太郎	弁護士	会長職務代理者